

(第1条関係)

将来県内で歯科衛生士として業務に従事しようとする者

1 基本募集（出身地枠）

(1) 県内出身者であること。

(2) 県内（松山市を除く）出身者枠

県内（松山市を除く）出身者のうち、卒業後、出身地を含む地域（東予・中予（松山市を除く）・南予）の歯科診療所に就業する意思のある者から募集する。

(3) 松山市出身者枠

松山市出身者のうち、卒業後、松山市内の歯科診療所に就業する意思のある者から募集する。

2 1の募集において、各出身地枠の定員に満たなかった場合（希望就業地枠）

(1) 県内出身者であること。

(2) 県内（松山市を除く）出身者枠が定員に満たなかった場合

松山市出身者のうち、県内（松山市を除く）の歯科診療所に就業する意思のある者から募集する。

(3) 松山市出身者枠が定員に満たなかった場合

県内（松山市を除く）出身者のうち、松山市の歯科診療所に就業する意思のある者から募集する。

3 2の募集において、各出身地枠の定員に満たなかった場合（在校生対象枠）

(1) 在校生であること。

(2) 県内（松山市を除く）出身者枠が定員に満たなかった場合

卒業後、出身地を含む地域（東予・中予（松山市を除く）・南予）の歯科診療所に就業する意思のある者から募集する。

(3) 松山市出身者枠が定員に満たなかった場合

卒業後、松山市内の歯科診療所に就業する意思のある者から募集する。

東予（四国中央市、新居浜市、西条市、今治市、上島町）

中予（伊予市、東温市、久万高原町、砥部町、松前町）、松山市

南予（大洲市、八幡浜市、宇和島市、西予市、内子町、伊方町、鬼北町、松野町、愛南町）